平成２４年（フ）第７０６号
千葉県柏市南逆井４丁目８番28号　シャルム五香102号
債務者　深山　　博
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７０７号
千葉県柏市南逆井４丁目８番28号　シャルム五香102号
債務者　深山トシヱ
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７１０号
千葉県柏市大井748番地２
債務者　廣瀬　みち
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第９７号
山口県岩国市山手町１丁目23番８―201号
債務者　徳山　　実
1　決定年月日時　平成24年11月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第１０９号
山口県岩国市牛野谷町３丁目78番10―102号
債務者　藤中　　修
1　決定年月日時　平成24年11月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第２８号
長崎県対馬市厳原町久田道1477番地　早田コーポ201、前住所長崎県対馬市美津島町根緒62番地８
債務者　中村　公彦
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２４年（フ）第３００号
青森市浪館前田２丁目20番16号　招福コーポ３号
債務者　工藤　雅子
1　決定年月日時　平成24年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２４９号
秋田市手形新栄町２番41号
債務者　佐藤　長武
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４９３５号
大阪市平野区平野元町10番23―1007号
債務者　上川　喜久
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第２０２号
千葉市花見川区さつきが丘１丁目34番14棟302号
破産者　久木田信弘
1　決定年月日　平成24年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９１４号
千葉市美浜区真砂五丁目３番１棟503号
破産者　有限会社テックエアコン
1　決定年月日　平成24年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９１８号
千葉県船橋市三山６丁目42番２―403号
破産者　吉田　昌弘
1　決定年月日　平成24年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７８号
奈良県御所市大字**檜**原1061番地
破産者　株式会社ヤマトグリーン
1　決定年月日　平成24年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２２９６号
札幌市清田区清田１条１丁目４番30号
破産者　桜井鉄工株式会社
1　決定年月日　平成24年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８号
北海道苫小牧市桜木町４丁目９番２号
破産者　有限会社かぎや工務店
1　決定年月日　平成24年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第１３４号
群馬県佐波郡玉村町大字下新田253番地
破産者　株式会社ＫＧＲ
1　決定年月日　平成24年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１４３号
群馬県前橋市青柳町65番地11　市川第２ビル107号
破産者　クリーンサービスこと　小見　泰之
1　決定年月日　平成24年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１７０号
群馬県高崎市浜尻町858番地　浜尻第三県営住宅Ｄ棟152号
破産者　萩原　常雄
1　決定年月日　平成24年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１６９号
埼玉県深谷市稲荷町１丁目12番10号
破産者　株式会社リヨン手計商店
1　決定年月日　平成24年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部